



令和 7 年 5 月 30 日

内閣府政策統括官（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会 へ公表

発災時にキッチンカー、トレーラーハウス等の災害対応車両を 被災自治体に迅速に提供できるようにします ～災害対応車両登録制度の運用開始について～

1. 制度創設の背景

令和 6 年能登半島地震では、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー、ランドリーカー等のいわゆる災害対応車両が、温かい食事や快適なトイレの提供等を通じた避難生活環境の改善、被災者に対する良好な居住環境の提供、他の自治体からの応援職員に対する宿泊場所の提供等の観点で有効に活用されました。

一方、これらの災害対応車両について、その所在情報等を行政側で事前に十分に把握できていなかったため、その活用には、関係事業者、所在情報等に加え、被災自治体への提供可否等を、都度、調査・確認せざるを得ない、といったことがありました。

このため、内閣府では、今後発生する災害時における、より円滑な被災者支援等の実現に向け、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（中央防災会議 防災対策実行会議 令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）」等を踏まえ、災害対応車両等を平時から登録し、その内容をデータベース化しておくなど、被災自治体のニーズに応じて、迅速に提供するための仕組みを構築し、本年 6 月 1 日より運用を開始することとしました。

2. 災害対応車両登録制度の概要

災害対応車両登録制度の概要は、次のとおりです。

- 災害対応車両（本項において「車両」という。）とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、又は、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、けん引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいう。
- 登録の対象は、車両又は災害対応車両調整法人（発災時に車両の配車調整等を行う法人。本項において「調整法人」という。）のいずれか。
- 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、データベース化し、自治体等へ共有。
- 被災自治体は、車両を必要とする場合、災害対応車両検索システム（3. にて後述）を参照し、所有者又は調整法人と個別に調整。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
- 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、災害救助法に基づき負担（災害救助法の適用災害が前提）。

3. 災害対応車両検索システム（D-TRACE）

本登録制度に係る各種情報提供を行う特設HPを立ち上げましたので、御参照ください。

あわせて、この特設HPの中に、登録に係る申請機能、登録車両等に係る検索機能（データベース機能）等を搭載した災害対応車両検索システム（D-TRACE）を立ち上げました。なお、D-TRACE は、発災時における迅速な被災者支援等を実現する制度の趣旨を踏まえ、広く一般には公開せず、国、地方自治体、本制度による登録を受けた者が閲覧できることとしています。

<https://pr.d-trace.go.jp> （災害対応車両登録制度 特設HP）

<https://d-trace.go.jp> （災害対応車両検索システム（D-TRACE））

※D-TRACEとは、災害対応車両検索システムの英語表記（Disaster Trailers-containers-vehicles Registration and Coordination Engine）の頭文字をとったものです。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

清水、上野、阿部、伊藤

Mail naikakuhoubousai.d-trace@cao.go.jp

TEL 03-3503-9394（直通）

災害対応車両登録制度について

令和7年5月30日
内閣府政策統括官(防災担当)

災害対応車両登録制度の概要

※D-TRACEとは、「災害対応車両検索システム」の英語表記 (Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine) の頭文字をとったもの

登録制度の概要

- **災害対応車両** (以下「車両」という。) とは、発災時に、**避難所**、**仮設住宅** 若しくは **トイレ** の用途に供され、又は、**食事**、**洗濯** 若しくは **入浴サービス** を提供する用途に供される自走型、牽引型 (トレーラー等)、運搬型 (コンテナ等) の車両をいう。
- 登録の対象は、**車両** 又は **災害対応車両調整法人** (発災時に車両の配車調整等を行う法人。以下「調整法人」という。) のいずれか。
- 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が **発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか**、**車両が登録基準に適合するか** 等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、**データベース化** し、自治体等へ共有 (下図①②)。
- 被災自治体は、車両を必要とする場合、**災害対応車両検索システム (D-TRACE※)** を参照し、**所有者又は調整法人と個別に調整** (下図③④)。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
- 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、**災害救助法に基づき負担** (下図⑤)。
- 上記制度の骨格は、**告示 (災害対応車両等登録規程)** で規定。**本年6月1日** より施行 (同月中に運用開始)。

災害対応車両の例

※発災時に①避難所、②住まい、③トイレ、又は④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供される**自走型、牽引型 (トレーラー等)、運搬型 (コンテナ等)** の車両をいう



キッチンカー



トレーラーハウス



ムービングハウス



トイレトレーラー



キャンピングカー



ランドリーカー



シャワートレーラー

登録制度イメージ



災害対応車両に係る登録基準の概要

災害対応車両に係る登録基準は、次のとおり(告示からの委任に基づき、災害救助事務取扱要領にて規定)。
登録に際しては、申請に係る車両が次の基準に適合するか否かを審査し、適合するものを登録。

【凡例】○:登録基準 ■:自己申告事項

避難所 (トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、キャンピングカー、キャンピングトレーラー等)

- 1人あたり1台のベッドが確保されていること
- 冷暖房、湯沸し、冷蔵庫、照明、換気の各設備が設けられていること 等
- トイレ、キッチン設備、テレビ、電子レンジ等の有無
- 面積、利用可能人数 等

住まい (トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス等)

- 台所、洗面所、浴室、便所及び物干し場が設けられていること
- 一定の広さ(20㎡以上等)が確保されていること 等
- 階数、面積、断熱数値
- 雨どい、濡れ縁、掃き出し窓、温水洗浄便座の有無 等

トイレ (トイレトレーラー、トイレカー、トイレコンテナ等)

- 原則として便房が2以上あること
- 快適トイレ仕様(水洗、臭い防止、照明、施錠等)であること 等
- 個室の数、小便器・大便器の数、温水洗浄機能の有無
- し尿処理装置の有無、貯留・給水タンク容量 等

食事 (キッチンカー、キッチントレーラー、キッチンコンテナ等)

- 温冷環境に配慮した食事の提供が可能であること
- 一以上の都道府県から営業許可を受けていること 等
- 提供可能なメニュー・食数、車両内での食品ストックの可否
- 車両のみ提供(調理人は被災地で調達)の可否 等

洗濯 (ランドリーカー、ランドリートレーラー、ランドリーコンテナ等)

- 洗濯機及び乾燥機が3つ以上あること 等
- 洗濯機・乾燥機の設置台数・容量、洗濯畳みスペース・待合スペースの有無
- 冷暖房、監視カメラ、洗剤等の自動投入機能の有無 等

入浴 (シャワーカー、シャワートレーラー、シャワーコンテナ等)

- 浴槽及びシャワー、又は、シャワーが2つ以上あること
- 脱衣所、給湯、暖房、照明、換気の各設備が設けられていること 等
- 浴槽・シャワーの台数
- 冷房設備の有無 等

災害対応車両登録制度に係る情報提供

- 災害対応車両登録制度の普及・促進に向け、特設HPを新設し、情報提供の充実化を図る。
- 上記HP内に、登録に係る申請機能、登録された車両情報等を検索できるデータベース機能等を搭載した災害対応車両検索システム(D-TRACE*)を設ける。D-TRACEは、ID・PWを持った者に限り閲覧できることとする。

* **D**isaster **T**railers-containers-vehicles **R**egistration **A**nd **C**oordination **E**ngine

※内閣府防災HP内にバナーを貼り、リンクを行う予定

災害対応車両登録制度 特設HP

<https://pr.d-trace.go.jp> (5/30稼働予定)

ID・PWを持った者以外の者も含め、
広く一般に情報提供する

<主な掲載情報> ※ 順次アップデート予定

- 制度概要
- 新着情報(お知らせ)
- FAQ
- 災害対応車両の活用事例
- 新規登録に係る申請入口 等

災害対応車両検索システム (D-TRACE)

<https://d-trace.go.jp> (5/30稼働予定)

ID・PWを持った者のみ閲覧可能

<主な機能>

- 登録に係る申請機能
(変更登録、定期的な情報確認等)
- 登録車両等に係る検索機能
(データベース機能)
- マイページ機能
(過去の問い合わせ履歴等)

災害対応車両検索システム（D-TRACE：ディートレイス）

- 今般、登録に係る申請機能、登録された車両情報等を検索できるデータベース機能等を搭載した災害対応車両検索システム(D-TRACE)を新たに整備。 URL : <https://d-trace.go.jp> ※5/30より稼働予定
- 内閣総理大臣の登録を受けた災害対応車両等を、所在地・用途などから簡単に検索可能。
- D-TRACEは、発災時における迅速な被災者支援等を実現する制度の趣旨を踏まえ、広く一般には公開せず、国、地方自治体、本制度による登録を受けた者が閲覧できることとする。

4つの検索軸(地域、車種、用途、キーワード)から検索可能

検索条件に合致する災害対応車両を自動的に抽出



災害対応車両検索システム(D-TRACE)の検索画面トップ(イメージ)



災害対応車両検索システム(D-TRACE)の検索結果画面トップ(イメージ) 5

○令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）（抄）令和6年11月

Ⅱ. 今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

2-（4）. 災害対応業務に関する装備品、環境の充実 <P69>

特に、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス等について、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべきである。

3. 被災者支援

3-（6）. 専門性を有する NPO や民間企業等との連携による一体的支援 <P105>

移動型車両・コンテナ等が被災地における迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー、トイレカー、トイレコンテナ、キッチンカー、ランドリーカー等について、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みや、自治体間で連携して相互に派遣し合う仕組みづくりなど、全国どこの避難所でも活用できるようにするための方法について検討し、自治体や関係業界との間で整理する必要がある。

（参考）

「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」は以下より参照できます

https://www.bousai.go.jp/jishin/ното/taisaku_wg_02/pdf/hokoku.pdf